

## スポーツリゾートとっとり PR 動画制作業務プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、スポーツリゾートとっとり PR 動画制作業務の委託において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

### (委託業務の内容)

第2条 県は、スポーツリゾートとっとり PR 動画制作業務について、動画制作や広報・企画に関する経験を有する民間事業者等により、効果的に実施するため、その業務を委託する。

2 委託業務の内容は、国内実業団及び大学競技部等に対し、本県のスポーツ大会開催地、合宿地としての強み・優位性や、スポーツ施設の魅力を訴え、本県での大会・合宿実施へ関心を高める動画を制作するものである。詳細は「スポーツリゾートとっとり PR 動画制作業務委託仕様書」による。

### (予算額)

第3条 前条の委託業務の予算額は1,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

### (委託期間)

第4条 第2条の委託業務の委託期間は、契約締結日から令和4年12月31日までとする。

### (参加資格要件)

第5条 このプロポーザルに参加できる者は単独企業とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「映画・ビデオ制作」に登録されている者であること。
- (3) 本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### (提案書の作成)

第6条 提案者は、別紙1「企画提案書作成要領」に基づきスポーツリゾートとっとり PR 動画制作業務委託企画提案書及び関係書類を、別に定める日までに県に提出する。この際、プロポーザル参加の資格があることを証明するため、別紙2「確認書」も併せて提出すること。

2 提案者は、業務の一部の再委託を予定する者又は業務に関する助言等を受けることを予定する者（以下「協力者等」という。）の協力を得て提案書を作成することができる。ただし、協力者等が

ある場合は、必ず業務の実施体制に記載すること。

(審査会の設置)

第7条 県は、企画提案等の順位を決定するため、「スポーツリゾートとっとり PR 動画制作業務委託プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- 3 審査会は5名程度で構成し、会長及び委員を置くものとする。
- 4 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(評価要領)

第8条 県は「スポーツリゾートとっとり PR 動画制作業務委託評価要領」(以下、「評価要領」という。)を定め、審査会は当該要領に基づいて評価を行う。

(最優秀提案者の選定方法)

第9条 最優秀提案者の選定方法については、以下のとおりとする。

- (1) 評価要領により各審査員が採点した内容点の平均と価格点の合計点数により順位付けする。
- (2) 最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 審査の結果、同点の場合は審査員の合議によって最優秀提案者を選定する。

(契約の締結)

第10条 第9条により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、第9条により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(提案者の失格)

第11条 県は、提案者のうち審査委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

(審査結果の通知、公表)

第12条 県は、審査結果を提案者全員に通知するものとする。

(スケジュール)

第13条 契約の締結に至るまでの手続及び時期はおおむね次のとおりとする。ただし、状況に応じて前後する場合もある。

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| (1) 県ホームページ掲載(公募開始) | 令和4年4月15日(金)   |
| (2) 質問受付期限          | 令和4年5月11日(水)   |
| (3) 質問回答            | 令和4年5月18日(水)   |
| (4) 企画提案書提出期限       | 令和4年5月25日(水)   |
| (5) 審査会開催(審査実施)     | 令和4年6月3日(金) ごろ |
| (6) 審査結果の通知         | 令和4年6月7日(火) ごろ |
| (7) 契約締結等の協議及び見積り依頼 | 令和4年6月上旬予定     |
| (8) 契約締結            | 令和4年6月中旬予定     |

(企画提案書の取扱い)

第14条 企画提案書は原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月13日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。